

静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成20年11月4日(火)午後3時から静岡地方裁判所において開催された第11回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

出席した委員

相原惇一, 海野要三, 大石司朗, 大多和暁, 勝山啓子, 加藤清隆, 後藤正治,
桜井典子, 園尾隆司, 藤原通孝(五十音順, 敬称略)

議事

1 裁判員制度について

- (1) 裁判員制度の制度趣旨・概要及び実施に向けた取組状況について, 裁判官(長谷川委員), 検察官(静岡地方検察庁北菌信孝検事, 弁護士(静岡県弁護士会諏訪部史人弁護士)それぞれの立場から説明
- (2) 質疑(○:委員, △:説明者)
 - 能力的にという語弊があるけれども, 無作為に選ぶことで適正な会議ができるのか。
 - △ 義務教育修了が要件となっている。また, 質問手続には弁護士も検察官も立ち会うが, その事件について不公正な判断をするおそれがあると考えられる場合には, それぞれ4人ずつ外すことを求めることができる。このような制度になっている。
 - それで十分なのか。立法府では選挙という手段で, ある程度選抜する手続がある。裁判員の選び方は選抜手段として緩いという気がしている。
 - △ 選挙人名簿全員から抽選で選ばれるので, 候補者名簿には不公正な判断をする可能性のある者が入る可能性もあるが, 実際に来られるのが50人として, その中に10人も20人も入ることはないと思われる。何人か入っても排除される仕組みになっている。
 - 刑事裁判への市民参加がないのは先進国で日本だけだということは分かったが, なぜ有罪無罪だけではなく量刑まで素人に判断させるのかという点が理解できない。過去の事例に流されたり, 世間で騒がれると厳罰になるなど世論に流されたりする懸念がある。議論するとはいえ, 素人にさせることで良かったのか。
もう1点, 2, 3審はどうなるのか。1審で無罪なら検察官は上訴すると思われるが, 2, 3審は裁判員が入らないのでは意味がない。こうなった過程が分からない。
 - △ 制度設計の際に, 量刑を判断させるかについては色々な意見があったし, 今もある。この制度はとことん市民の感覚を信頼し, 市民の意思を尊重しようとの考えであり, 素人判断が厳罰主義になるかということ, そうではない。これからは, 検察官も弁護人も今まで以上に量刑についての理由も資料も考えて提案するので, そうした資料や理由を見て決めていただくことになる。これまでの刑罰のあ

りようや量刑の資料を示すことも予定されているし、素人を突き放すような制度ではない。

控訴審で、第1審の市民の判断がどうなるのかとの点については、各国色々な制度があり、アメリカでは無罪は第1審だけで終わる。控訴審でも1審の判断、量刑によほどの何かがあった場合には修正することになる。大正時代の陪審制では裁判官が結論に従わないことができたが、結論が違ふと考えた事例はほとんどなかった。アメリカでもあまり例はない。

- 素人判断をとことん信頼するのであれば、無罪判決に対する上訴を禁止すべきではないか。そうすべき余地が残っているように思う。
- △ 国民の良識を司法に反映させるという趣旨で司法制度改革においてこの制度が設計された。国民参加の良い面もあるが、国民が参加すれば結論が正しくなるといふ保証はない。英国でも陪審制については批判もあり、結論に地域差が出るなどの問題が指摘されて、対象を狭くする方向の議論になっている。この制度は中庸を与えたものである。
- なぜこんなことを始めるのかという思いがある。しかし、決まったことなので、社員も説明を聞いたし、休暇制度も作ったが、個人的には分からない。審理期間が短くなるという意見もあったが、検察官も弁護士も手間が増えて、かえって時間がかかるのではないか。また、量刑についても、結局裁判員に納得してもらい、裁判員はそれに賛成するだけの話になってしまうような気がする。スリム、スピードアップは小泉首相以来の改革だが、これも同じように外の要請があったから方向性ができたような気がする。いたずらに国民参加の形を作っても、実際は分からない。呼び出されたから来るだけの者がにわか勉強で出す判断など、知れたものではないか。何のために誰が言い出したことかは知らないが、全くの素人が入るといふ根本的な問題がある。
- 同感である。裁判員が裁判官に誘導されていくのではないかという強い懸念を感じる。判例や量刑の資料を示されて意味があるのか。しっかりした人は意見を述べるであろうが、たいていの人はそうではない。言われて、そうかなと賛同してしまう。制度が機能するのか疑問である。
- 手続法、量刑については基準があって、プロ同士でがんがんにやればよいと思う。素人はそこまで加われない。
- 広報用ビデオを見て、評議の在り方は難しいと思った。執行猶予の判断は情に流されると思う。ひとこと裁判官が言うと気持ちが揺れる。在り方の議論を進めてほしい。
- 量刑の判断は素人には難しい。ただ、参加すると社会が良くなるとまでは思わないが、悪い制度だとは思わない。選ばれた人も、プロではないとは思いますが、検察審査会の経験者の方も大変だけれどもいい勉強になったと言っていたし、前向きな気持ちでやってもらえばと思う。
- コストがかかる仕組みだと思う。金銭的なものだけではなく、一般市民が来て参加する労力は大変だなと思う。他方良い面もある。わかりやすいように説明するという。これは大事なのではないかという気がする。何回か刑事裁判を見

に行ったことがあるが、有罪を認めて執行猶予を付けるかどうかというのが大半である。我々から見ると、被告人が一人で取り残されて、プロ三者のやりとりを呆然と立ちつくして見ており、みんなから怒られている。この状況が改善されるとすればプラスかなと思う。そのために掛けるコストとしてどうかとは思いますが、やった上で、どれくらいのことのできたのかできなかったのか検証するべきである。

- 各弁護士会長の意見を聞いた結果が新聞に載っていたが、国民みんなの意見を聞いたらどうか。制度そのものは国民が関与するものであり、制度そのものについて意見を聞く機会があってもいい。日本という国は一度制度を作るとなかなか変わらない。立法府が決めることだろうけれども、変わっていきける制度ならと思う。
- △ 法律自体は平成16年に決まっていることであり、当時はマスコミもあまり取り上げなかったのが、制度実施目前になって取り上げ始めた。平成16年の立法前に議論すべきであったが、いつの間にか国会で決まっていたというのが本音である。ただ、付則9条に3年経過しての状況で検討を加えて所要の措置を講じるという規定があり、3年経ったら改めることが前提になっている。
- できたものはしかたがないので、見直しの時にしっかりやればよい。自由な発言の確保のために、黙秘権の告知のように、裁判員に告知をしてほしい。また、できれば、裁判官3人以外に法律相談をできるような相談員がいればいいなという気がする。裁判員は3人の裁判官に引きずられるのではないか。2対1に分かれるなら考える余地が広がると思うが、団結して来られるとかなわない。量刑について日本の刑法は大まかな規定しかないので、裁判員により大きなばらつきがありうる。やがては集約していくのだと思うが、裁判官の合議ではいつ集約するのか。一つに集約するのか、多数決なのか。
- △ 一致しなければ多数決になる。裁判員裁判においては、有罪とするには必ず裁判官、裁判員1名以上の賛成が必要という制限がある。
- △ 全会一致で結論を出そうとすることは大事であるが、十分議論を尽くした段階で多数決となることはありうる。今の裁判官による裁判でも法規上はそうなっている。
- 3人の裁判官で1人少数意見を述べていただくとありがたい。
- △ 結論が一致することも必ずしもない。浜松と本庁とで同じ素材をもとに模擬裁判をやったが、結論が違った。浜松では有罪が裁判員2裁判官2，無罪が裁判員4，裁判官1で無罪となり、本庁では有罪が裁判員5裁判官1，無罪が裁判員1裁判官2で有罪になった。裁判官が3人とも団結してかかることはなかった。
- 裁判官3人でやるときには、それだけの専門的な判断ができる裁判官と検察官と弁護士でやっている、そういうプロの言い合いから判断するならば、それでいいような気がする。
- 多くの場合無罪を争うことはない。何件かはあるが、検察官が起訴猶予でふるいに掛けているので、有罪無罪が真剣に争われる事件は実務的には少ない。
- 多くは量刑が問題になるが、自分の経験から言うと、市民の参加で違ってくる

という感じがする。本当に争うことになれば日数も大変だとは思いますが、最後は国民が良識を発揮してチェックする。弊害もあるとは思いますが、多数決が良いわけではないだろうが、数学の世界は意見は1個だが社会科学では違うので、意見が分かれることは当然だと思うから、多数決でよい。抽象的かも知れないが、国民の自己決定に大きな意義があると思う。

- 参加する前と後とで意見が異なる制度だと思う。検察審査員の経験者は、呼ばれた時はなんだこれはという気持ちだったけれども、終わってみればやってみて良かったという感想だった。
- △ 模擬裁判に参加した方は、こりごりだという方もいるが、どちらかというやってみて良かったという意見が多い。
- 費用を考えないといけない。企業でも社員が500人以上いるような所は大丈夫だろうが、休暇制度にしても、無給、有給いずれにせよ、5月21日までに整備しなければならないという負担がある。また、コピーの分量もものすごいことになるのではないかと。6人分コピーして渡すとするとその費用が、この不景気にやってもいいのかという気がする。
- △ 記録は渡さないことになっているが、裁判員に送る郵便やアンケートの費用はかかると思うし、交通費や必要なら宿泊費もかかる。これまで広報のために説明に出かけていったりと時間的なコストも掛けている。
- プロである専門の法曹界の人がやることに間違いもあって、犯人でない人に刑を科したりすることもあるのだろうが、裁判員制度を入れることには、こうした誤審の防止も目的にあるのか。
- △ そう言われることもあるが、実際にどうかは分からない。
- 市民参加がそれを口実にした責任逃れとなると困る。
- 裁判員の自由な発言をどう確保するのか、裁判所として、裁判員と裁判官の評議のルールややり方を決めていくつもりか。それとも、すべて裁判体に任せるのか。
- △ 法律の範囲内で裁判体の判断で行うことではあるが、自由に意見を述べられる状況の確保については、司法研修所や最高裁判所に集まって議論した。裁判長の意見は最後に言うことについては争いがないところとなっている。裁判長は交通整理をすることに努めることになり、模擬裁判でもそうしているが、日本では意見を人前で言う訓練ができていないので、自由な意見をどうやって出してもらうかが課題である。
- 裁判員に対する告知事項はあるのか。
- △ ルールは最初に話す。疑わしきは被告人の利益にであるとか、評議は乗り降り自由であるとかそういうことは説明すると思う。
- 統一して話をするものを決めないのか。
- △ 法律にも説明すべき事項があり、サンプルも定まっている。
- 判決は裁判官が書くが、書き方が変わってくるか。
- △ 裁判員裁判の判決では細かい認定はできないので、これまでのものに比べると、あっさり書くことになると思う。

- 上訴の話だが、裁判員の議論の過程は伝わらないのか。
- △ 合議の秘密は高裁にも伝わらない。結果だけが伝わる。
- 上訴審の受け取り方はどうなるのか。
- △ 高裁でも議論しているところであり、裁判員の入っていることを重く見て、許容範囲を現在の裁判官だけによる判断に対するものから拡げることを話し合っていると聞いている。
- 守秘義務の範囲について、インターネットで知らせることは駄目だとは思いますが、感想はどうか。
- △ 感想は問題ないが、だれだれがこういう意見を言ったとかいうのはいけない。マスコミは最初の頃は興味があると思うので、裁判員のなかで何人か希望してもらって記者会見を開くことも選択肢の一つとして考えられるが、その中でも守秘義務に触れる質問は遠慮してもらおうことになると思う。
- そういったことは最初の事件に限ってのことになるろう。
- 率直に言って、マスコミも関心があるのは1回目だけだ。
- 仮に裁判長から強引に結論を押しつけられたというようなことがあっても、どこでも言えないことになるか。
- △ 自由に意見が言えなかったというようなことならいいのではないか。
- △ そういった感想は言っていて良い。
- 判決文を裁判官が書くということだが、その裁判官が少数意見の場合は多数意見の人が書くのか。
- △ 判決は、一般的には若い裁判官が起案する。裁判員裁判では判決案を裁判員に示して意見を聞くこともあろう。
- プロがやっても意見が分かれるものは分かれるのか。
- △ 分かれることはある。
- この程度のものはこうするというような基準はないのか。
- △ 量刑に関する統計は用意されるが、例えば、執行猶予を付ける付けないとなると、判断する人の人生観が影響する。
- 死刑か懲役か、実刑か猶予かという場面になるとそうなるのか。そういうところで市民感覚を活かしたいということか。

2 次回のテーマについて

委員長：2名の委員から提出のあった次回テーマについてまとめたものを席上配布した。それから裁判所から諮問が出ているので、併せて議論したい。

- 提出したテーマのうち裁判員制度の説明については今日聞いて分かったので外していただいて良い。模擬評議はできればやってみたいと思う。
- 裁判所からの諮問の趣旨は、実際に法廷ビデオを見る形で審理の全体を見た上で、評議を行い、経験してもらった上で意見を伺うということである。裁判員6人と補充員2人を想定しており、ちょうど法曹以外の委員が8人おられるので、裁判員となって加わっていただいて、裁判の様子を録画した66分のビデオを見て裁判官と評議をしていただき、意見をお聞きしたいということである。長目に時間をとってその日のうちに意見交換をするか、又は、その日は模擬評議だけ行

って、次の期日に意見交換するのと二通り考えられる。

- 時間が許せば、意見交換までやって結構である。

委員長：諮問でもあるので、今回はビデオを見て模擬評議を行うことでよいか。

(全員異議なし)

委員長：次回以降のテーマについて、アンケートにいくつか提案が出ているが、意見はあるか。

- 法廷傍聴については、本来自由に見ていただけるし、必要ならご説明もする。意見があれば検討する。
- 他の地裁委員会で法教育について議論されていたが、どうか。
- 聞いた話では、法科大学院という新しい制度ができたときにこれとの関わり合いについて議論されたことがあるようだ。
- 一般人を対象にする法教育として、中高生を対象にしたもので、弁護士会の法教育委員会がある。
- 学校の社会科の先生に説明することなどもある。

3 検察審査会制度に関する意見書のとりまとめについて

委員長：前回委員会で検察審査会制度について説明があった。これを踏まえて、最高裁判所と静岡地方裁判所に対する意見書をまとめたいので議論したい。

- そもそも地裁委員会として意見書を出すことに反対する。検察審査員の方の意見を聞いたのは事実だが、そこでの各委員の発言はあの場で感じたままを述べたものであって、それらが委員会の総意かというところではなく、意見書としてまとめるのは筋が違うと思う。
- 地方裁判所委員会は地裁に対して意見を述べる機関であり、議事の要旨をホームページに載せて公開することにもなっている。それ以上に意見書を出すというのは地裁委員会としていかなものか。
- 意見を地裁に出すならできるところであろうが、案にあるように最高裁にまで出すことは、立場上できないと思う。
- その時に各人が思ったことをそれぞれ言ったことについては記録が残っている。聞き取りだから、記録も万全ではないかも知れないが、議事概要で各人が言ったことが取られていれば役割は十分果たしているという気がする。
- 勉強会だけで終わるのはもったいない。諮問に応ずる、意見を述べる。形は議論して行かねばならないが、何らかの形で意見を述べたいと思う。
- 意見はそのつどすべて議事概要に記載してインターネットで公開している。
- 検察審査員の日当が低廉で不当だという意見はもっともだと思うが、地裁委員会にはそのような意見を言う権限はない。意見書を出すというのは飛躍しすぎだ。自分はそういう受け取り方をしていない。

委員長：メモではなく形にしないと残らない。まとめておきたい。地裁委員会は茶飲み話をする会でも、勉強会でもなく、意見を言う会だ。意見を形にしていかなないともったいない。市民の代表なので、雑談で終わったら責任を果たしたことになる。

- 意見は記録して公開もされており，茶飲み話で終わってはいない。
- ひとりひとりが言ったことを残すことが正しいありのままの姿だと思う。我々地方裁判所委員会委員は，ありのままの素人の意見を言うのが本来の姿だと思う。地方裁判所委員会規則も読んだ。茶飲み話程度の意見しか言えないが，そういう，素人なりの意見を残すことが果たすべき役割，国民のレベルを示したことになり，それが規則2条の役目を果たしたことになると思う。

委員長：生の形も一つの形としていいと思う。しかし，示した意見書案はあくまでたたき台だから，こういう意見とすべきだと思うという議論をしてまとまった意見書としたい。

- それは違うと思う。文章にはその人の主観が入る。各委員の意見がそのまま意見となっていくのではないかと思う。意見書まで出すという集まりだとは思わない。言いつばなしでいいと思う。個人個人の意見をまとめるとしたら，一人一人に質さないといけない。まとめるのには危険性がある。

委員長：ニュアンスや違いはあろうが，決を採ることもできる。ただ，この問題についてごり押しするような気持ちはない。在り方を議論したい。

- それぞれの考え方は微妙に違う。まとめる人も大変だし，違和感がある。
- 最高裁判所あてと言われて「ええっ」と思った。分からないなりに自由に意見を言って，それを聞いてもらうことが大事だと思う。
- 対外的に発言するのは，地裁の在り方についてであると思う。インターネットに出てもそれも見ないだろうと思うが，ここには，弁護士，検察官，裁判官もいるので，出た意見をそれぞれが取り上げてもらえばありがたい。
- 日当のような話は感想である。本当に安いかというと，自分たちがやっている活動では1日2000円というようなのも実際にあり，そのことを考えると，先鋭的なことは言えない。できる範囲ということで言えば，検察審査会制度の広報が必要だという意見は裁判所で重く受け止めていただきたい。
- 仮に意見を出すとしても地裁までで，最高裁まで行かないでいい。記録を取って公開することでいいとの意見もあったが，それでいい。
- 最高裁に意見をいうことは仕組みとして無理だ。地裁に意見をいうことは排除されていない。ただ，今回は意見書を出すことを前提として議論されていない。日当は政令事項であり意見を言ってもしょうがない。法務省と財務省が折衝した上で政令改正と同時に予算化するべきものだ。

委員長：賛成が少ないので意見書案は撤回する。

4 次回期日の決定

平成21年3月3日（火）午後2時から午後5時までと決定

以 上